

2 障害福祉サービス再開に向けた支援事業(1)在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

対象事業所(令和2年4月1日以降、サービス利用中休止中の利用者への利用再開支援を行った計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに通所	基準単価 (千円)	単位	交付額の算定	対象経費の例	
<p>・計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所:在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応(感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等)を行った事業所。</p> <p>・在宅サービス事業所:在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認(感染対策に係る要望を含む)し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行った事業所。</p>	療養介護	2	利用者	<p>・1利用者につき1回まで助成することができる</p>	
	生活介護	2	利用者		
	自立訓練(機能訓練)	2	利用者		
	自立訓練(生活訓練)	2	利用者		
	就労移行支援	2	利用者		
	就労継続支援A型	2	利用者		
	就労継続支援B型	2	利用者		
	就労定着支援	2	利用者		
	自立生活援助	2	利用者		
	児童発達支援	2	利用者		
	医療型児童発達支援	2	利用者		
	放課後等デイサービス	2	利用者		
	短期入所	2	利用者		
	居宅介護	2	利用者		
	重度訪問介護	2	利用者		
	同行援護	2	利用者		
	行動援護	2	利用者		
	居宅訪問型児童発達支援	2	利用者		
	保育所等訪問支援	2	利用者		
	計画相談支援	1.5	利用者		
地域移行支援	2	利用者			
障害児相談支援	2.5	利用者			

※1 施設・事業所等について、助成の申請時点で指定等を受けているものに限る

※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業所は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること